



諸外国と日本における水際対策の比較：2022年5月18日時点

2022年7月14日

仲田泰祐・岡本亘・佐々木大（東京大学）

水際対策の現状

基本的な水際対策のレイヤー

- A) 入国許可:
- B) 入国制限
 - A) 特定の国と地域に対する入国制限
 - B) 入国前の義務
 - C) 各種の例外など
- C) 入国者に対する施策
 - A) 特定の国と地域からの入国者に対する入国後の施策
 - B) 隔離とその後の行動制限
- D) その他の制約

基本的な水際対策のレイヤー

- A) 入国許可: 新規入国を認めるか否か(「帰国」「再入国」とは異なる)
- B) 入国制限
 - A) 特定の国と地域に対する入国制限: 国や地域を指定し, そこからの入国を制限する
 - B) 入国前の義務: 入国に対して条件を付ける(ワクチン接種証明・居所情報の提出・検査の受検など)
 - C) 各種の例外など
- C) 入国者に対する施策
 - A) 特定の国と地域からの入国者に対する入国後の施策: 国や地域を指定し, それに基づき施策を運用する
 - B) 隔離とその後の行動制限: 入国後の行動に制限を設ける(隔離・検査の受検など)
- D) その他の制約

諸外国の水際対策(G7 + 東アジア4カ国/地域)

	外国人の入国	出国前検査	入国前検査	ワクチン接種	隔離(期間)	人数制限
日本	×(例外有り)	○	○(全数)	○(3回)	△(3日/7日)	○
アメリカ	○	○	×	○	△(8~10日)	×
カナダ	○	×	○(無作為)	○	△(14日)	×
イギリス	○	×	×	×	×	×
フランス	○	×	○(無作為)	○(9ヶ月以内)	×	×
ドイツ	○	×	×	○	×	×
イタリア	○	×	×	○	△(5日)	×
中国	△(ビザ難)	○(予備+交差)	×	×	△(地域ごと)	×
韓国	○	○	×	×	○(7日)	×
台湾	×(例外有り)	×	×	×	○(7日)	×
香港	○	×	×	○	○(7日)	×

※2022/05/18 時点

隔離の△: ワクチン接種等での緩和

日本の水際対策の特徴

- A) **入国許可:** 全ての国・地域からの新規入国を一時停止, 「特段の事情」がある場合に限り新規入国を認める
- B) 入国制限
 - A) 特定の国と地域に対する入国制限
 - B) **入国前の義務:** 出国前の検査・入国前の全数検査・3回ワクチン接種の義務
 - C) 各種の例外など
- C) 入国者に対する施策
 - A) 特定の国と地域からの入国者に対する入国後の施策
 - B) 隔離とその後の行動制限
- D) **その他の制約:** 実質的な入国人数の制限

日本の現在の水際対策の特徴: 詳細

1. 入国許可: 「全ての新規入国を停止」したまま「特段の事情」による例外を作るという運用
2. 出国前の検査(出国前72時間以内)
 - G7では日本のみ; ワクチン接種により免除する国も(e.g. フランス・イタリア)
3. 全数検査(入国者全員に対して検査):
 - 検疫のキャパシティを圧迫している可能性がある; 入国の人数制限の原因か?
4. ワクチン接種の義務(3回)
 - ワクチンの有効性の低下に対する対策と考えられる
 - 必ずしも3回接種を要件とする必要はない
c.f. フランス – 最後のワクチン接種から9ヶ月以内
5. 入国/帰国の人数制限:
 - 国土交通省から航空各社に対して国際便の予約枠を割り当てている; これが実質的な人数制限として機能
 - 推移: 5,000人/日(2022/3/1～) → 7,000人/日(3/14～) → 10,000人/日(4/10～) → 20,000人/日(6/1～?)
 - 港湾の検疫キャパシティによるものと思われる

水際対策の推移

日本の水際対策の推移: 水際対策の全容

- 海外からの人の流入
 - 外国人の新規入国/再入国・日本人の帰国: 区分によりその後の扱いが異なる
 - 入国元の国・地域によってその後の扱いが異なる
- 出国前・入国前の検査
 - 出国前の検査については義務化されている時期/そうでない時期がある
- 入国後の措置
 - 隔離
 - 誓約書の提出
 - 健康観察(検査, 健康フォローアップなど)
 - 移動の制限(交通手段の限定など)
- 入国者数の制限
- 入国後の各段階での例外措置/条件分岐の基準
 - 「防疫措置を確約できる受入企業・団体」の有無
 - 「追加的な防疫措置を確約できる受入企業・団体」の有無(ビジネストラック・レジデンストラック)
 - 「特段の事情」の有無

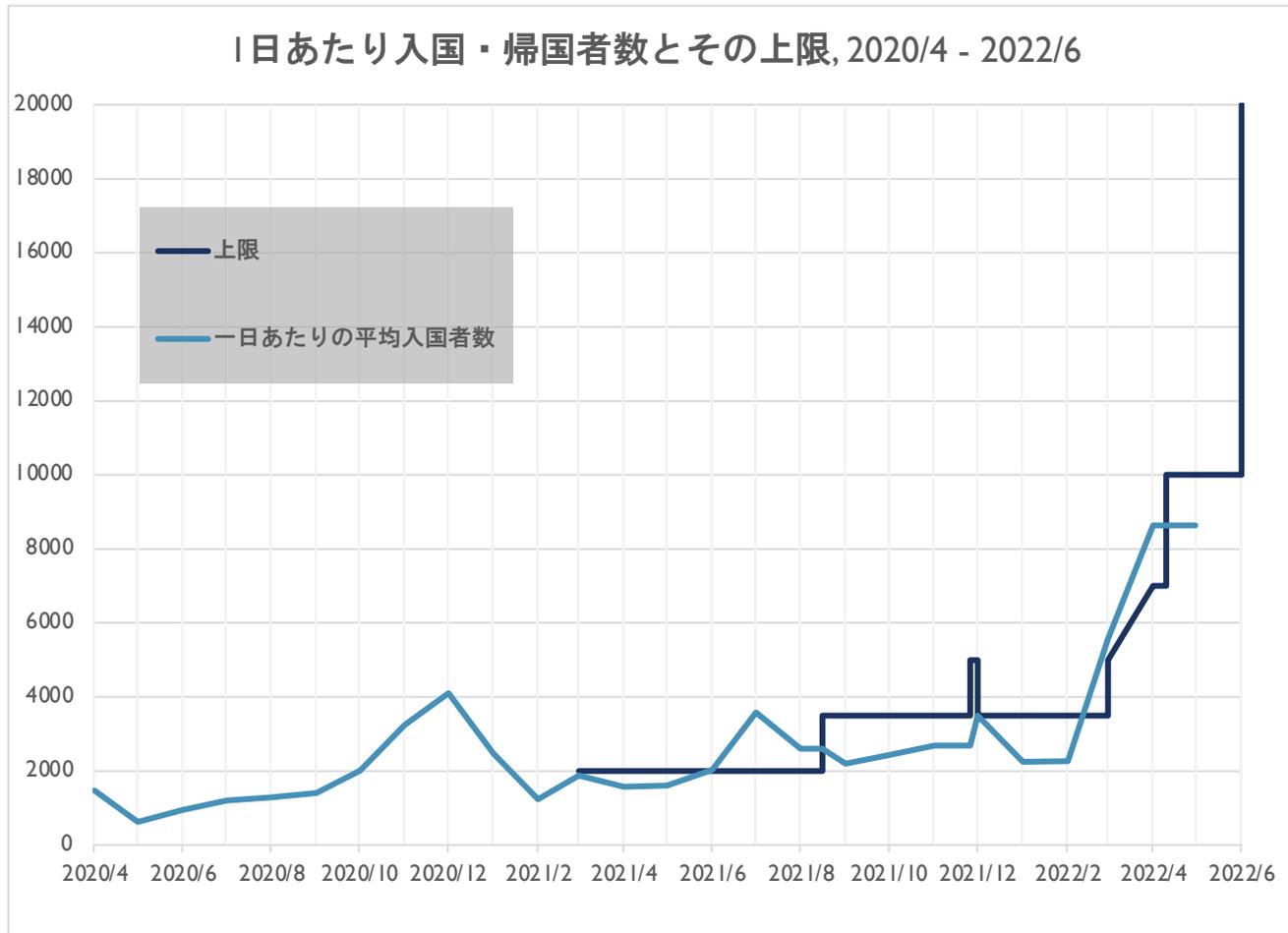
日本の水際対策の推移: 抜粋

- 2020/12/26(「水際対策強化に係る新たな措置(4, 以下「措置」と略する))
 - 全ての国・地域からの新規入国の一時停止
- 2021/1/8 – (措置(5))
 - 出国前72時間以内に受けた検査結果証明書の提出を要求, 入国時の全数検査を実施
- 2021/1/13 - (措置(7))
 - ビジネス/レジデンストラックによる外国人の新規入国の停止
- 2021/6/28 – (措置(15))
 - 「水際対策上特に懸念すべき変異株」を指定, 入国元ごとの水際対策の設定基準(e.g. 隔離期間)として運用開始
- 2021/9/27 – (措置(18))
 - ワクチン接種証明書保持者に対する水際対策の緩和が開始
- 2021/11/5 – (措置(19))
 - ワクチン接種証明書保持者に対する水際対策のさらなる緩和, 外国人の新規入国制限緩和
- 2021/11/30 – (措置(20))
 - 外国人の新規入国制限強化, 入国者総数の引き下げ開始: オミクロン株への警戒によるものである
- 2022/3/1 – (措置(27))
 - 外国人の新規入国制限緩和, ワクチン接種証明書の効力を3回接種を示すものに限定

日本の水際対策の推移: 変異株への対応

- 2021/6/28 – (措置(15))
 - 「水際対策上特に懸念すべき変異株」を指定, 入国元ごとの水際対策の設定基準(e.g. 隔離期間)として運用開始
 - ベータ株・ガンマ株・デルタ株を指定
- 2021/9/17 – (措置(17))
 - 措置(15)に代わり, 「水際対策上特に対応すべき変異株」を指定
 - 3つの他に, イータ株・イオタ株・カッパ株・ラムダ株・ミュー株を指定
- 2021/11/29 – (措置(20))
 - オミクロン株について, 措置(17)とは別の区分で入国元の国・地域を指定
 - オミクロン株に対する警戒が表れている
- 2022/1/14 – (措置(25))
 - オミクロン株について指定された国・地域についての緩和が開始
 - オミクロン株の毒性に対する認識が深まったことが表れている

日本の水際対策の推移: 入国・帰国者数上限



- 「一日あたりの平均入国者数」:
月次の値を日数で割ったもの
- 上限は各種報道・政府公開資料より

(注意点)

- 2021年夏頃の入国者数>上限:
東京オリンピック・パラリンピック
の影響(通常とは別のトラック)
- 入国上限の設定は2021年3月から、但し
それ以前も航空会社への搭乗人数抑
制の要望は行われていた

参考: 各国・地域の水際対策

アメリカ

■ ソース:

- 在日米国大使館及び領事館『Covid-19検査及びワクチン接種の要件』
(<https://jp.usembassy.gov/ja/us-travel-requirements-ja/> , 最終閲覧: 2022/5/15/12:30)
- 在アメリカ合衆国日本国大使館『新型コロナウイルス関連情報』
(https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid-19.html#4 , 最終閲覧: 2022/5/15/13:00)

■ 過去の水際対策: 2022年の初めから変更なし.

A) 入国許可: 認められている

B) 入国制限:

- A) 特定の国と地域に対する入国制限: なし
- B) 入国前の義務: ワクチン接種証明書の提示. 出発前1日以内に取得した陰性証明書・宣誓書の提出.
- C) 各種の例外など: 18歳未満の者・健康上の理由でワクチン接種が出来ない者・米国市民・米国永住者・移民ビザ所持者について, 接種証明の提示が免除される.

C) 入国者に対する施策:

- A) 特定の国と地域からの入国者に対する入国後の施策: なし
- B) 隔離とその後の行動制限: (B-C)に当てはまる場合, 入国後3~5日後の検査・検査後5日間の隔離などが求められる. 求められる事項は個人の属するカテゴリに依存する. その他の制約: 実質的な入国人数の制限の存在

イギリス

- ソース:
 - 在英国日本国大使館『日本から英国に入国する際の水際措置について』
(https://www.uk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00639.html, 最終閲覧: 2022/5/15/13:30)
- 過去の水際対策: 2022年3月17日以前
 - Passenger Locator Form の提出・出国前/入国前検査(ワクチン接種完了で免除)が義務化されていた。
- **現在、すべての水際対策が撤廃されている**

フランス

■ ソース:

- 在フランス日本国大使館『フランスの出入国措置について』
(https://www.fr.emb-japan.go.jp/itpr_ja/oshukarafrancenryukoku202101.html , 最終閲覧: 2022/5/15/11:00)
- Ministère de l'Intérieur, “Covid-19: International travel”,
(<https://www.interieur.gouv.fr/covid-19-international-travel>, 最終閲覧: 2022/5/15/11:00)

■ 過去の水際対策: 2022年2月11日以前

- 全ての人に対して出国前検査が義務化されていた。
- ワクチン接種未完了者に対して入国前検査と隔離が義務化されていた。

A) 入国許可: 認められている

B) 入国制限: なし

C) 入国者に対する施策:

- A) 特定の国と地域からの入国者に対する入国後の施策: 各国を3カテゴリ(緑・オレンジ・赤)に分け,それぞれの区分に対して措置を設けている。現在赤カテゴリへの指定は存在しない。指定された場合,渡航に対して特別な理由・陰性証明・検査とその結果に依る隔離が求められる。
- B) 隔離とその後の行動制限: 72時間以内のPCR検査: ・48時間以内の抗原検査の陰性証明・罹患した際のPCR検査/抗原検査の11日以降6ヶ月以内の陽性証明のうちいずれか。到着後の無作為な検査と陽性の場合の隔離。ワクチン接種完了から一定期間経過の場合,すべての措置が免除される。(2022/2/1~)最後のワクチン接種から9ヶ月以内にブースター接種を受けることが求められる。

ドイツ

■ ソース:

- 在ドイツ日本国大使館『新型コロナウイルスに関する最新情報(ドイツ)』
(https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr_ja/konsular_coronavirus200313-1.html#04bouekitaisakuD, 最終閲覧: 2022/5/15/11:00)
- Robert Koch Institut, “Informationen zur Ausweisung internationaler Risikogebiete durch das Auswärtige Amt, BMG und BMI”
(https://www.rki.de/DE/Content/InfAZ/N/Neuartiges_Coronavirus/Risikogebiete_neu.html, 最終閲覧: 2022/5/15/11:00)

■ 過去の水際対策: 2022年3月2日以前

- 「ハイリスク地域」「変異株蔓延地域」が指定されており、該当地域からの入国とその後の行動に制限がかけられていた(いずれもワクチン接種完了による免除有り).
ハイリスク地域: 10日間の隔離義務
変異株蔓延地域: 14日間の隔離義務
ワクチン接種未完了者に対して入国前検査と隔離が義務化されていた。

A) 入国許可: 認められている

B) 入国制限:

- A) 特定の国と地域に対する入国制限: ドイツ・EU加盟国・シェンゲン協定適用国国籍者及びその配偶者, 上記の国での長期滞在許可保持者及びその配偶者等; 感染レベルの低い第三国(2022/1/23～) **以外からの入国を部分的に制限**
- B) 入国前の義務: ワクチンの接種完了から14日間の経過後, かつワクチン接種証明書の保持. ワクチンは欧州医薬品庁(EMA)に承認されたものに限る.
- C) 各種の例外など: 「重要かつ必須な渡航理由」

C) 入国者に対する施策: なし

イタリア

■ ソース:

- 在イタリア日本国大使館『イタリアにおける新型コロナウイルス感染関連情報』
(https://www.it.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid_19.html, 最終閲覧: 2022/5/15/14:00)
- 在イタリア日本国大使館『【注意喚起】新型コロナウイルス感染拡大防止のためのイタリア政府の措置：1月27日保健省命令（欧州域内からのイタリア入国における陰性結果証明提示義務の解除）（2022年1月28日）』
(https://www.it.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid_19_20220128ML.html, 2022/1/28)
- 2022/1/28 在イタリア日本国大使館『2022年2月22日保健省命令（抄訳）』
(https://www.it.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid_19_20220222OMS.html, 2022/2/25)

■ 過去の水際対策: 2022年2月28日以前

- 入国前48時間以内(PCR)/24時間以内(抗原検査)の陰性証明書の提示が求められていた.

A) 入国許可: 認められている

B) 入国制限:

A) 特定の国と地域に対する入国制限: なし

B) 入国前の義務: Passenger Locator Form (居所情報に関する資料, 以下PLF) の提出.

C) 入国者に対する施策:

A) 特定の国と地域からの入国者に対する入国後の施策: なし

B) 隔離とその後の行動制限: PLFに登録した居所での5日間の隔離と, 終了時のPCR・抗原検査の受検. この隔離義務はワクチン接種証明書・治癒証明書・陰性証明書のいずれかを入国時に提示することで免除される.

カナダ

■ ソース:

- 在カナダ日本国大使館『コロナウイルス関連情報・カナダ出入国に関する情報』
(https://www.ca.emb-japan.go.jp/itpr_ja/coronavirus-info-JP-2.html, 2022/4/25)
- Government of Canada, “Find out if you can enter Canada”
(<https://travel.gc.ca/travel-covid/travel-restrictions/wizard-start>, 最終閲覧: 2022/5/15/14:00)

■ 過去の水際対策: 2022年3月31日以前

- 入国前の陰性証明書・感染履歴の提示が求められていた.

A) 入国許可: 認められている

B) 入国制限:

- A) 特定の国と地域に対する入国制限: なし
- B) 入国前の義務: ワクチン接種完了から14日間の経過後, かつワクチン接種証明書の保持. ワクチンはカナダ政府に承認されたものに限る. 加えて, 必要事項の入力により発行される受領証の携行.
- C) 各種の例外など: ワクチン接種未完了の場合, ごく限られた必要不可欠な目的を持っていれば入国が認められる余地がある. **無作為抽出による入国時検査**が行われている. 抽出された場合には必ず受検しなければならない.

C) 入国者に対する施策:

- A) 特定の国と地域からの入国者に対する入国後の施策: なし
- B) 隔離とその後の行動制限: (B-C)に当てはまる場合. 入国前・入国時・入国後8日後の検査, 入国後14日間の隔離が求められる.

中国

■ ソース:

- 在中国日本国大使館『【随時更新】新型コロナウイルス感染症について（情報一覧）』
(https://www.cn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000384.html, 最終閲覧: 2022/5/15/15:30)

■ 過去の水際対策: 2022年2月27日以前

- 予備検査に並置される交差検査は, それまでは搭乗48時間前以内に2度の検査(ダブル検査)であった.
- また, 2022/1/12以前は予備検査・健康観察 **どちらの義務も存在しなかった.**

A) 入国許可: 認められている

B) 入国制限:

A) 特定の国と地域に対する入国制限: なし

B) 入国前の義務: 航空機搭乗7日前のPCR検査(予備検査)・その後7日間の健康観察・搭乗3日前以内に2つの指定検査機関で24時間以上間隔を空けて行う2回のPCR検査(交差検査)が求められている. これらを全て行った上で, 健康コードを当局から取得する必要がある.

C) 各種の例外など: 現在、新規ビザの取得に制限（事実上、**観光目的での入国は不可**）

C) 入国者に対する施策:

A) 特定の国と地域からの入国者に対する入国後の施策: なし

B) 隔離とその後の行動制限: 入国後, 各地域が定める防疫規定に従うことが求められる. これは隔離・検査・陰性証明書等の携帯などを含む.

韓国

■ ソース:

- 在大韓民国日本国大使館『韓国入国に関する事項』

(https://www.kr.emb-japan.go.jp/people/covid19/covid19_kr_immigration.html, 最終閲覧: 2022/5/15/15:10)

■ 過去の水際対策: 2022年3月31日以前

- 全ての海外入国者に対して実施した隔離期間（7日）を3月21日（月）から、**国内と海外で接種を完了し、接種の履歴を登録した者（"国内登録の予防接種完了者"）に限って免除**
- その後、4月1日（金）からは国内未登録の海外予防接種完了者まで拡大適用する。

A) 入国許可: 認められている

B) 入国制限:

- ### A) 特定の国と地域に対する入国制限: なし

- ### B) 入国前の義務: 健康状態質問書及び特別検疫申告書の作成・入国場検疫での発熱チェック・韓国国内滞在住所及び連絡先（携帯電話）の提出・自己診断アプリのインストール・出国前48時間以内に検査されたPCR検査陰性確認書の提出

- ### C) 各種の例外など: ビザなしでの入国に制限。この措置は2020/4/13から開始され、90カ国に対して適用されている。

C) 入国者に対する施策:

- ### A) 特定の国と地域からの入国者に対する入国後の施策: 入国後1日以内及び隔離解除前のPCR検査の受検・原則7日間の自宅又は施設での隔離。隔離義務については、ワクチン接種完了と接種履歴の登録により免除される。

- ### B) 隔離とその後の行動制限: なし

台湾

■ ソース:

- 日本台湾交流協会『新型コロナウイルス感染症関連情報：非台湾籍のビジネス関係者の来台』
(<https://townwifi.com/aftercorona/country/taiwan/>, 最終閲覧: 2022/5/15/14:50)

■ 過去の水際対策: 2022年3月6日以前

- 2022年3月7日から**非台湾籍のビジネス関係者の来台を開放**

A) 入国許可: 認められている

B) 入国制限:

- A) 特定の国と地域に対する入国制限: **原則台湾への入国は禁止**だが、以下（C参照）は例外

- B) 入国前の義務: 入境前2日以内に検査した陰性証明書の提示。

- C) 各種の例外など: ・ 居留書（ARC）を所持する人・緊急または特別な人道的理由で渡航する人・教育部が許可している留学生・ビジネス（視察、投資、契約履行、招聘等）目的かつ、台湾の在外事務所の特別入境許可を保持している者

C) 入国者に対する施策:

- A) 特定の国と地域からの入国者に対する入国後の施策: 指定検疫ホテルにおける7日間の隔離・隔離7日目の検査・隔離終了後7日間の自主健康管理が求められる..

- B) 隔離とその後の行動制限: なし

香港

■ ソース:

- 在香港日本国総領事館『新型コロナウイルス感染症関連情報』
(https://www.hk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/bird.html, 最終閲覧: 2022/5/15/14:40)

■ 過去の水際対策: 2022年4月30日以前

- 2022年5月1日から **ワクチン完全接種者である非香港居民の入境が再開**

A) 入国許可: 認められている

B) 入国制限:

- A) 特定の国と地域に対する入国制限: なし

- B) 入国前の義務: ワクチン接種完了から14日間の経過後、香港居民・非香港居民どちらに対してもこの条件が適用される。

C) 入国者に対する施策:

- A) 特定の国と地域からの入国者に対する入国後の施策: 指定検疫ホテルにおける検査を伴う7日間の隔離が求められる。

- B) 隔離とその後の行動制限: なし

その他の参考資料

- 外務省『新型コロナウイルスに係る日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国に際しての条件・行動制限措置』
(https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html, 最終閲覧: 2022/5/15/15:10)
- 外務省『新型コロナウイルスに関する新たな水際対策措置(2022年3月以降の水際措置の見直し)』
(https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2022C017.html), 2022/2/24
- 外務省『水際対策に係る新たな措置(17)について』
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009165.html), 2021/11/5
- 経団連『水際対策に関する新たな措置(変更)について』
(<https://www.keidanren.or.jp/announce/2021/1201.html>), 2021/12/1
- 国土交通省「国土交通省における新型コロナウイルス感染症への対応状況(令和2年4月7日の緊急事態宣言以降の取組) 2020年7月3日時点」
(https://www.mlit.go.jp/kikikanri/kikikanri_tk_000018.html よりアクセス, 最終閲覧: 2022/5/22)
- 厚生労働省『これまでの水際対策に係る新たな措置について』
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00352.html, 最終閲覧: 2022/5/19/18:30)
- 日本経済新聞「入国者数, 一日3500人超を容認 直近は3610人」,
(<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA0793X0X01C21A2000000/>), 2021/12/7

その他の参考資料

- 日本経済新聞『入国上限7000人に緩和、留学生に「入国円滑スキーム」』
(<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA036MW0T00C22A3000000/>), 2022/3/3
- 読売新聞「日本人帰国者の入国者数、上限を1日3500人に...当面年末まで継続」
(<https://www.yomiuri.co.jp/politics/20211129-OYTIT50215>), 2021/11/30
- J-net 21「コロナ水際対策を3月から緩和、入国制限1日5000人に：政府」
(<https://j-net21.smrj.go.jp/news/rh2rue000000314o.html>), 2022/2/17
- NHK「入国者上限1日3500人に緩和へ 五輪終了で「検疫態勢に余裕」」,
(<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210814/k10013200641000.html>), 2021/8/14

- Taisuke Nakata is supported by JSPS Grant-in-Aid for Scientific Research (KAKENHI), Project Number 22H04927, the Research Institute of Science and Technology for Society at the Japan Science and Technology Agency, COVID-19 AI and Simulation Project (Cabinet Secretariat), the Center for Advanced Research in Finance at the University of Tokyo, and the Tokyo Center for Economic Research.
- Research papers and policy reports
 - <https://www.bicea.e.u-tokyo.ac.jp/>
 - <https://covid19-icu-tool.herokuapp.com/>
 - <https://covid19outputjapan.github.io/JP/resources.html>